

[事案 30-5] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 9 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付金残高が解約返戻金額を上回ったことにより契約が失効したが、保険会社の失効を予告する通知方法が不適切であったとして、死亡保険金から契約者貸付金残高等を控除した金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 54 年 2 月に親が契約した終身保険について、契約者貸付金残高が解約返戻金額を上回ったことにより失効したが、失効を予告する通知は普通郵便で行われており、連絡方法として不適切であった。失効を予告する通知は、確実な方法で行われるべきであるため、書留郵便で送るか、保険会社の職員が訪問や電話で直接連絡すべきであることから、死亡保険金から契約者貸付金残高等を控除した金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

失効は約款の規定に基づくもので、また、失効に先立ち、契約者に対しては、失効の予告と失効を避けるために契約者貸付金の返済を勧める書面を送付していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効に至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に申立人の主張する方法で失効の予告を連絡する義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。